

石綿が使用された建築物の管理等について

大気汚染防止法・鳥取県石綿健康被害防止条例等について

石綿（アスベスト）による健康被害が明らかになり、石綿は大きな社会問題となりました。

鳥取県では、石綿の飛散等に伴う県民の健康被害の防止という観点から、国の法体系を補う本県独自の制度として、県の責務、石綿含有材料等を取扱う事業者及び建築物の所有者等のとるべき措置、建築物その他の工作物の解体工事等に伴う石綿粉じんの飛散防止対策などを定めた「鳥取県石綿健康被害防止条例（以下、「条例」といいます。）」を制定しています。

この条例では、多数の方が利用する建築物の共用部分に吹付け石綿が使用されているときの定期的な調査などを義務づけています。

（最終改訂 平成27年8月）

鳥 取 県

石綿(アスベスト)とは・・・

石綿とは、繊維状を呈しているアクチノライト、アモサイト、アンソフィライト、クリソタイル、クロシドライト及びトレモライトをいいます【条例第2条】。

また、この条例で対象としている「石綿含有材料等」とは、次のものです。

石綿含有材料等

石綿の含有量が重量の0.1パーセントを超える次のもの

- ①吹付け石綿 ②保温材 ③断熱材 ④耐火被覆材 ⑤石綿成形板 ⑥石綿セメント管

石綿は、燃えないで高温に耐える性質、酸・アルカリ等の薬品に侵されにくい性質、腐らないで変化しにくい性質など、多くの優れた性質を有するため、建材、工業用品等に使用されてきましたが、平成18年9月に、製造・使用等が禁止されました。また、一部の適用除外製品についても、平成24年3月をもって全面禁止されました。

建築物に使用されている石綿含有建築材料の例

(「目でみるアスベスト建材(第2版)」(国土交通省)より写真抜粋)



石綿含有吹付け材

- ・吹付け石綿、石綿含有吹付けロックウール、石綿含有吹付けパーライト
- ・鉄骨の耐火被覆用、天井の結露防止用等に使用

石綿含有保温材・耐火被覆材・断熱材

(写真は保温材)

- ・空調ダクト等の保温材、建築物の柱等の耐火被覆材、煙突用断熱材等として使用



成形版等

(写真は石綿含有ロックウール吸音天井板)

- ・天井や壁などの内装材、外装材、屋根材等に使用

高

石綿の飛散性

低

建築物の管理

○建築物の所有者（修繕等を含め管理を受託している者を含む）は、**所有する建築物に、石綿含有材料等が使用されているかを確認し、建築物に石綿含有材料等が使用されている場合、石綿の粉じんの飛散防止措置を講じる必要があります**【条例第5条第1項】。

○多数の者が利用する建築物の共用部分（多数の者が利用する部分）に吹付け石綿が使用されている場合、所有者は、共用部分の大気中の石綿粉じんの飛散状況を定期的に調査しその結果を記録・公表することが必要です【条例第5条第2項】。

「多数の者が利用する建築物」とは・・・

次の用途に供される部分の延べ面積が500㎡以上の建築物（共用部分に「吹付け石綿」が使用されているもの）

	建築物の用途	共用部分の例
1	学校、講習所、訓練所、研修所	教室、体育館、講堂、図書館 等
2	病院、診療所	病室、診療室、リハビリ室 等
3	卸売市場、百貨店、店舗	売場、ショールーム 等
4	事務所	事務室、会議室、応接室 等
5	共同住宅（賃貸用に限る）、寄宿舎	賃貸に供する部分 等
6	老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホーム等	居室、浴室、食堂、談話室、娯楽室、リハビリ
7	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センター等	室、作業室、診察室、会議室 等
8	劇場、観覧場、映画館、演芸場	観覧場、練習場 等
9	集会場、公会堂	式場、会議室、控室、研修室 等
10	博物館、美術館、図書館	展示室、閲覧室、会議室 等
11	体育館、水泳場、ポーリング場、遊技場等	運動の用に供する部分、遊戯室 等
12	ホテル、旅館	客室、浴室、洗面所 等
13	公衆浴場	脱衣場、浴場、休憩室 等
14	駅・空港等の乗降待合施設	切符売場、案内所、待合室 等
15	駐車場（一般公共用のもの）	駐車場、通路 等

※共用部分には上記の他、施設に付随する階段、廊下、トイレ、飲食店、駐車場等（いずれも、多数の者が利用する部分に限る）も含まれます。

調査方法	・共用部分の大気中の石綿濃度測定 ・「吹付け石綿」が封じ込め・囲い込みの措置がとられ石綿が飛散するおそれがないことが明らかな場合は、建築士・建築施工管理技士・石綿作業主任者・アスベスト診断士による目視調査とすることができます。
調査頻度	6月を超えない期間ごとに1回実施
結果の記録	調査結果、調査者、調査日時、調査方法等を記録
公表	共用部分の利用者、従業員などの求めに応じ閲覧 石綿濃度測定を行った場合は、共用部分の見やすい場所に掲示
調査結果の保存	50年間保存

【県生活環境事務所・総合事務所による勧告・公表】

吹付け石綿が老朽化等により、毛羽立ち、垂れ下がり、損傷・欠損等の状態になっており、改善を指導しても対策が取れない場合であって、測定により石綿の粉じんの飛散が確認され、利用者に被害が及ぶおそれがある場合に、期限を定めて、建築物の所有者に改善の勧告を行います。

さらに、期限を過ぎても特別に考慮すべき理由がないまま、飛散防止の措置がとられず、そのまま放置すれば、多数の利用者が飛散した石綿の粉じんにより健康被害を受けるおそれがある場合で、所有者等の受ける不利益より県民の健康が優先する場合に公表することとしています。

建築物を解体・改造・補修等するとき

- 平成8年までに建設された耐火建築物の解体工事を行う場合は、条例により工事発注者（自主施工者）により事前調査結果の報告が必要です
 - 石綿含有材料等が使用された建築物等で以下の作業を行う場合は、大気汚染防止法（以下「法」という。）又は条例により、工事発注者（自主施工者）により作業実施の届出が必要です。
- ※パンフレット「石綿が使用された建築物などを解体等するときの規制について」を参考としてください。

法・条例別	作業実施の届出が必要となる基準	
法第18条の15	吹付け石綿、石綿を含有する保温材、断熱材及び耐火被覆材を使用した建築物等を解体、改造又は補修する場合に届出が必要です。	
条例第7条	石綿成形板及び石綿セメント管を使用した建築物等の解体、改造又は補修作業で以下に該当する場合に届出が必要です。	
	石綿成形板	作業に係る部分の床面積※の合計が10m ² （建築基準法に基づく除却届と同程度）を超え、かつ、当該作業により撤去する石綿成形板の面積の合計が10m ² を超えるもの
	石綿セメント管	管の延長が10mを超えるもの

作業に係り工事受注者（施工者）は石綿含有建材について調査を実施し、その結果を工事発注者に書面を交付し説明します【法第18条の17、条例第6条の2、6条の3】。

工事発注者は、工事受注者（施工者）からの説明を受けて、報告・届出書を作成します。

○発注者の配慮【法第18条の20、条例第9条】

石綿の撤去等の工事の発注者（建築物の所有者等）は、施工者に、施工の方法、工期等について、飛散防止に係る基準の遵守を妨げるおそれのある条件を付さないように配慮しなければなりません。

石綿に関する情報

鳥取県の公式ホームページ（とりネット）に石綿に関する情報を掲載しています

[\(http://www.pref.tottori.lg.jp/asbest/\)](http://www.pref.tottori.lg.jp/asbest/)

- ・ 条例に関する情報（条例の概要、届出様式等）
- ・ 石綿に関する相談窓口
- ・ 吹付け石綿除去に係る補助金制度（石綿飛散防止緊急助成事業補助金）
- ・ 県有施設の石綿の除去等に係る施工業者リスト 等

届出先・お問い合わせ先



機関名	担当課 担当係	連絡先	
東部総生活環境事務所	環境・循環推進課 環境衛生担当 建築住宅課（補助金関係）	TEL:0857-20-3672 TEL:0857-20-3634	FAX:0857-20-2103
中部総合事務所生活環境局	環境・循環推進課 環境衛生担当 建築住宅課（補助金関係）	TEL:0858-23-3150 TEL:0858-23-3235	FAX:0858-23-3266
西部総合事務所生活環境局	環境・循環推進課 環境衛生担当 建築住宅課（補助金関係）	TEL:0859-31-9322 TEL:0859-31-9753	FAX:0859-31-9333

H20.8 作成

このパンフレットに関するお問い合わせ

〒680-8570 鳥取市東町1丁目220 鳥取県生活環境部水・大気環境課大気担当

電話：0857-26-7206、ファクシミリ：0857-26-8194、Eメール：mizutaikikankyou@pref.tottori.jp